

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

諫早市長 大久保 潔重

市町村名 (市町村コード)	諫早市 (42204)
地域名 (地域内農業集落名)	小豆崎圃場 (小豆崎集落の一部・西里集落の一部・中田集落の一部・福田集落の一部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年8月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、平成27年度に畑地帯総合整備事業(担い手育成型)により圃場整備がなされ、担い手農家への農地の集積による経営規模の拡大が図られている。また、平成30年度には地域集積協力金制度を活用し、全農地の約9割(35.07ha)が中間管理機構へ集積されている。今後は、現状を維持しつつ残りの1割の集積と集約化を進めていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

玉ねぎ、ぱれいしょ、にんじん等の露地野菜を主要作物である。また、施設園芸(菊)も盛んに行われている。今後については、スマート農業等の導入により生産性の向上を図ることで経営を安定化させ、担い手を確保していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	39 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

小豆崎土地改良区の区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に農地の集積・集約化を進め、団地面積の拡大等について農地利用最適化推進委員及び土地改良区と連携をしながら、中間管理事業を活用し進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を中間管理機構に貸し付けることを目標とし、担い手の経営意向を踏まえながら集約を図っていく。集約化に際しては、農地利用最適化推進委員及び土地改良区と連携をしながら調整を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備実施済み。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
中間管理事業の配分解約等があった場合は、市・農地利用最適化推進委員及び土地改良区と連携をしながら、地域の内外から広く経営体を求め、地域内での定着と育成を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスについては、地域のニーズを踏まえながら検討を行っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①市の有害鳥獣対策課と土地改良区が連携し、地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
- ②経営効率の向上のため、積極的にスマート農業に取り組む。